

ID: 355

担当部署: 町民生活課

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法 令 名 根 拠 条 項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法 令 番 号	昭和28年政令第236号		
【基準】 政令第1条の2の規定による。 (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日